

京都精華大学学則

1979年04月01日 制定

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は学校教育法および教育基本法の規定するところに従い、大学教育を施し、広く知識を授けるとともに、深奥な学問芸術を研究・教授し、よりよき社会人としての人間形成を行うことを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的および社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表する。

- 2 前項の点検および評価を行うため、委員会を設ける。
- 3 委員会に関する規程は、これを別に定める。
- 4 点検、評価の項目等については、別にこれを定める。

(学部、学科、入学定員および収容定員)

第3条 本学に次の学部・学科をおく。

芸術学部

造形学科

デザイン学部

イラスト学科

ビジュアルデザイン学科

プロダクトデザイン学科

建築学科

マンガ学部

マンガ学科

キャラクターデザイン学科

アニメーション学科

メディア表現学部

メディア表現学科

人文学部

人文学科

国際教養学科

2 前項の学部・学科の入学定員および収容定員は次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	収容定員
芸術学部	造形学科	140人	560人
デザイン学部	イラスト学科	67人	268人
	ビジュアルデザイン学科	74人	296人
	プロダクトデザイン学科	77人	308人
	建築学科	56人	224人
マンガ学部	マンガ学科	128人	512人
	キャラクターデザイン学科	112人	448人
	アニメーション学科	84人	336人
メディア表現学部	メディア表現学科	177人	708人
人文学部	人文学科	47人	188人
	国際教養学科	30人	120人

(人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的)

第3条の2 前条の学部・学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は次のとおりとする。

芸術学部

人間の多様性を理解した上で、幅広い視野から適切な表現方法を用いてコミュニケーションをとることができ、さらに芸術によって培われる専門性と創造力で人類社会の諸課題に取り組むことができる主体性をもった人間形成を目的とする。

造形学科

伝統的造形芸術の知識技法にとどまらず、多角的な観察と自立した思考力によって新たな表現を創造する能力と造形芸術を開拓できる資質を備えた人材の養成を行う。

デザイン学部

デザイン領域において高度な技法知識を修得し新たな可能性を探究すること、および自立した思考によってグローバル社会および地域社会に現実的に貢献するデザイナー・プランナーの資質を備えた、よりよき社会人としての人間形成を行うことを目的とする。

イラスト学科

デザインやアートといった多様なフィールドで展開が可能となるイラスト領域において、現実の社会に貢献できる資質を備えた人材の養成を行う。

ビジュアルデザイン学科

情報技術の発展によってその目的および手法が飛躍的に拡大した視覚デザインの領域において、現実の社会に貢献できる資質を備えた人材の養成を行う。

プロダクトデザイン学科

社会活動や生活に使用される道具、器具、装置、衣服などのデザインの領域において、現実の社会に貢献できる資質を備えた人材の養成を行う。

建築学科

環境、建築、居住空間などのデザイン・設計の領域において、現実の社会に貢献できる資質を備えた人材の養成を目的とする。

マンガ学部

マンガ文化の再評価とともに重要視されるマンガやアニメーション、キャラクターの制作と理論について多角的な教育研究を行い新たな可能性を探究すること、およびマンガ文化の継承と発展に貢献する資質を備えた、よりよき社会人としての人間形成を行うことを目的とする。

マンガ学科

マンガの作品史、表現などについての理論および技法の修得にとどまらず、実践によってマンガ表現の発展に貢献できる資質を備えた人材の養成を目的とする。

キャラクターデザイン学科

キャラクターの作品史、表現などについての理論および技法の修得にとどまらず、実践によってキャラクター表現の発展に貢献できる資質を備えた人材の養成を目的とする。

アニメーション学科

アニメーションの作品史、表現などについての理論および技法の修得にとどまらず、実践によってアニメーションの発展に貢献できる資質を備えた人材の養成を目的とする。

メディア表現学部

メディアと情報に関する広範な知識と専門的な表現技能を活用した豊かな人間性を育む文化表現を通して、コンテンツの制作やメディアの活用、新しいビジネスモデルの構想などによって次世代の産業界の発展に貢献する資質を備えた、人間形成を行うことを目的とする。

メディア表現学科

技術革新が進む人類社会において、急激に変化し続けるメディアと産業システムの動向をふまえたうえで、豊かな文化の発展にも寄与し、時代の先端を切り開くコンテンツ、メディア、新たなビジネスモデルを創造できる人材の養成を目的とする。

人文学部

国際的な視野と体験を重視し、地球環境問題の深刻化、情報技術化、経済のグローバル化の時代に求められる人間の社会と文化についての学際的な教育研究を行なうこと、および自立した思考力によって現実の社会と文化に貢献する資質を備えた、よりよき社会人としての人間形成を行うことを目的とする。

人文学科

日本の「歴史」、「文学」、「社会」を研究対象とし、日本を基点とした世界の文化と社会を多角的に捉え、課題の解決に貢献し、より良い共生社会の実現と世界の発展に寄与できる人材の養成を目的とする。

国際教養学科

グローバルとローカル双方のアプローチから、世界と日本の関わりを文化や社会の視点から多角的に捉え、課題の解決に貢献し、より良い共生社会の実現と世界の発展に寄与できる人材の養成を目的とする。

(大学院)

第4条 本学に大学院をおく。

2 大学院の学則は、別に定める。

(修業年限)

第5条 本学の修業年限は4年とする。ただし、8年を超えて在学することはできない。

2 学長が有益と認めるときは、他の大学等における修学期間を修業年限に算入することができる。ただし、修業年限については1年を超えて算入することはできない。

3 前項の規定は、外国の大学における修学期間についても準用する。

第2章 学年・学期および休業日

(学年)

第6条 本学の学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期および授業日数)

第7条 1学年の授業期間は定期試験の日数を含めて35週にわたることを原則とし、1学年を分けて次の2学期4クォーターとする。

① 前期（4月1日から9月30日まで）、第1クォーター（4月1日から学長が年度ごとに定める日まで）、第2クォーター（学長が年度ごとに定める日から9月30日まで）

② 後期（10月1日から3月31日まで）、第3クォーター（10月1日から学長が年度ごとに定める日まで）、第4クォーター（学長が年度ごとに定める日から3月31日まで）

2 前項が定める授業期間について、学長が必要と認めるときは、開始日および終了日を変更することができる。

(休業日)

第8条 休業日は次のとおりとする。

① 日曜日

② 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

③ 春季・夏季・秋季・冬季の休業期間は、学長が年度ごとに定める。

2 学長が必要と認めるときは、臨時に休業日を設け、または休業日を変更することができる。

3 学長が必要と認めるときは、休業日に授業を行うことができる。

第3章 教育課程・単位・教育課程の履修

(教育課程の編成)

第9条 本学は、学部および学科等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。

2 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目に分け、これを各年次に配当して編成する。

(授業科目および単位数)

第10条 本学の授業科目および単位数は別表Ⅰ、別表Ⅱ、別表Ⅲ、別表Ⅳのとおりとする。

2 学長は他学部および他学科が開設する授業科目の中から学部交流科目および学科交流科目を定め、当該学部および学科の卒業に必要な単位とすることができる。

(授業の方法)

- 第10条の2 授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかにより、またはこれらの併用により行う。
- 2 学長が教育上有益と認めるときは、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、教室等以外の場所で授業を行うことができる。
 - 3 前項により与えることができる単位数は60単位を超えないものとする。
 - 4 第2項の規定により実施する授業科目については、学長が定め学生に通知するものとする。
 - 5 第1項の授業の一部を、本学の校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(単位計算方法)

- 第11条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、前条の授業の方法に応じ、その授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で別に定める授業の時間をもって1単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、別に定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業論文、卒業制作、学外学修・個別課題学習等の授業科目および公の技能審査等による認定を受けた者については、これらに必要な学修等を考慮して、適切な単位数を定めることができる。

(教育課程の履修)

- 第12条 学生は原則として、別表Iに定める教育課程に従い、各年次に配当された授業科目を履修する。
- 2 学生が各年次所定の授業科目を履修しない場合、または所定の単位を修得しない場合は、次学年に進級することができない。進級に関する事項は別にこれを定める。
 - 3 卒業に必要な単位は、124単位とする。

(他の大学または短期大学における授業科目の履修等)

- 第13条 学長が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学または短期大学の授業科目を履修することを認める。
- 2 前項の規定に基づいて学生が履修した単位は60単位を超えない範囲で、本学で修得したものとみなすことができる。
 - 3 前項の規定は、学生が外国の大学に留学する場合に準用する。
 - 4 留学に関する規程は、別にこれを定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

- 第14条 学長が本学における教育水準を有し、教育上有益と認めるときは、学生が行う高等専門学校等の専攻科における学修、修業年限2年以上の専修学校専門課程における学修、文部科学大臣の認定を受けた技能審査の合格に係る学修を本学における履修とみなし単位を与えることができる。
- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第2項の規定による単位数とあわせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

- 第15条 学長が教育上有益と認めるときは、学生が本学入学前に大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位を本学で修得したものとみなすことができる。
- 2 学長が教育上有益と認めるときは、本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
 - 3 前2項により修得したものとみなし、または与えることのできる単位数は、編入学、転入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第13条第2項および前条第2項の規定による単位数とあわせて60単位を超えないものとする。

(特別聴講生)

- 第16条 他の大学等の学生で、当該他の大学等との協議に基づき、本学において授業科目を履修することを志願する者については特別聴講生として、学長がこれを許可することがある。
- 2 特別聴講生に関する規程は本条に定めるもののほか、別にこれを定める。

(履修登録)

第17条 学生は履修しようとする授業科目を毎学期始め、所定の期日までに届け出なければならない。

2 学生は当該学部が定める登録上限単位数の範囲内で履修登録しなければならない。

(資格の取得)

第18条 本学に教育職員免許状授与の所要資格を得させるための課程をおく。

本学において教育職員免許状の取得を希望する者は、教育職員免許法および教育免許法施行規則に基づき、本学が別表Ⅱに定める教職および教科に関する専門科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

本学における教育職員免許状の教科および種類は、以下の表に掲げるとおりとする。

学 部	学 科	免許状の種類(教科)
芸術学部	造形学科	中学校教諭一種免許状(美術) 高等学校教諭一種免許状(美術) 高等学校教諭一種免許状(工芸)
デザイン学部	イラスト学科	中学校教諭一種免許状(美術) 高等学校教諭一種免許状(美術)
	ビジュアルデザイン学科	中学校教諭一種免許状(美術) 高等学校教諭一種免許状(美術)
	プロダクトデザイン学科	中学校教諭一種免許状(美術) 高等学校教諭一種免許状(美術) 高等学校教諭一種免許状(工芸)
マンガ学部	マンガ学科	中学校教諭一種免許状(美術) 高等学校教諭一種免許状(美術)
	キャラクターデザイン学科	中学校教諭一種免許状(美術) 高等学校教諭一種免許状(美術)
	アニメーション学科	中学校教諭一種免許状(美術) 高等学校教諭一種免許状(美術)
メディア表現学部	メディア表現学科	高等学校教諭一種免許状 (情報)
人文学部	人文学科	中学校教諭一種免許状(国語) 中学校教諭一種免許状(社会) 高等学校教諭一種免許状(国語) 高等学校教諭一種免許状(地理歴史) 高等学校教諭一種免許状(公民)
	国際教養学科	中学校教諭一種免許状(英語) 高等学校教諭一種免許状(英語)

2 図書館司書の資格を取得しようとする者は、図書館法および図書館法施行規則に基づき、本学が別表Ⅲに定める図書館司書課程に関する授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。図書館司書課程を設置する学部および学科は、以下の表に掲げるとおりとする。

学 部	学 科
芸術学部	造形学科
デザイン学部	イラスト学科
	ビジュアルデザイン学科
	プロダクトデザイン学科

マンガ学部	マンガ学科
	キャラクターデザイン学科
	アニメーション学科
メディア表現学部	メディア表現学科
人文学部	人文学科
	国際教養学科

- 3 博物館学芸員の資格を取得しようとする者は、博物館法および博物館法施行規則に基づき、本学が別表IVに定める図書館司書課程に関する授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。博物館学芸員課程を設置する学部および学科は、以下の表に掲げるとおりとする。

学 部	学 科
芸術学部	造形学科
デザイン学部	イラスト学科
	ビジュアルデザイン学科
	プロダクトデザイン学科
マンガ学部	マンガ学科
	キャラクターデザイン学科
	アニメーション学科
メディア表現学部	メディア表現学科
人文学部	人文学科
	国際教養学科

- 4 人文学部国際教養学科に登録日本語教員課程をおく。所定する科目や履修等については別に定める。
- 5 削除
- 6 削除

第4章 教育課程修了の認定・単位の授与・卒業および称号

(教育課程修了の認定)

第19条 教育課程修了の認定は授業科目の試験、研究報告の成績を審査し、その結果に基づき、教授会の審議を経て学長が行う。

- 2 成績の評価はS(100点～90点)、A(89点～80点)、B(79点～70点)、C(69点～60点)、F(59点以下)、K(評価対象外)とし、S、A、B、Cをもって合格とする。
- 3 成績の評価をせず単位の認定のみを行う場合はN(認定)を用いる。
- 4 総合成績評価としてGPAを用いる場合は、第2項の成績評価のSを4、Aを3、Bを2、Cを1、FおよびKを0の評点に置き換え、履修科目の単位数で乗じた点数の合計を、総履修科目単位数で除して算出する。なおNの評価を受けた授業科目はGPA算出の対象外とする。

(単位の授与)

第20条 学長は、別表IからIVに定める授業科目を履修した学生に対し、当該授業科目の試験および研究報告の成績を審査し、その結果に基づき、教授会の審議を経て、相当する数の単位を与える。

(卒業)

第21条 学長は本学の学部に4年以上在学し、第12条に規定する卒業に必要な単位を修得し、かつ学費等納入金について大学への諸債務を滞納していない者について、教授会の審議を経て卒業を認定する。

2 学長は卒業を認定した者に対し、学位記を授与する。

(学位の授与)

第22条 本学の芸術学部、デザイン学部およびマンガ学部を卒業した者に、学士(芸術)の学位を授与する。

2 本学のメディア表現学部を卒業した者に、学士(メディア表現)の学位を授与する。

3 本学の人文学部を卒業した者に、学士(人文学)の学位を授与する。

第5章 入学・編入学・転入学・休学・復学・退学・転学・除籍および再入学

(入学)

第23条 本学の入学は学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、人文学部については、後期からの入学を認めることができる。

(入学資格)

第24条 本学の第1年次に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

① 高等学校または中等教育学校を卒業した者

② 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む)

③ 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

④ 文部科学大臣の指定した者

⑤ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

⑥ 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者

⑦ 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

⑧ 相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があるものと本学が認めた者

(入学志願手続および合否判定)

第25条 入学を志願する者は、本学所定の出願書類に別表Vに定める入学検定料を添えて提出しなければならない。

2 提出の方法、時期、同時に提出すべき書類等については別に定める。

3 学長は入学を志願する者に対して入学試験を実施する。

4 学長は入学試験を受験した者に対して、教授会における合否判定の審議を経て、結果を通知する。

(入学手続金の納入および入学許可)

第26条 入学試験に合格した者は、学長が指定する期日までに所定の納付金を納入し、かつ必要書類を提出しなければならない。

2 学長は、前項の規定により所定の納付金を納入し、必要書類を提出した者に対して、入学を許可する。

(編入学)

第27条 本学の第3年次および編入学を希望する者については、選考のうえ、学長はこれを許可することがある。

2 第3年次に編入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

① 大学を卒業した者、または大学に2年以上在学した者

② 短期大学または高等専門学校を卒業した者

③ 専修学校の専門課程を修了した者のうち、学校教育法第132条の規定により大学に編入学できる者

3 第2年次に編入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- ① 大学に1年以上在学した者
 - ② 短期大学または高等専門学校を卒業した者
- 4 前2項の規定により入学を許可された者がすでに履修した科目および単位の取扱いについては、別にこれを定める。

(転入学)

- 第28条 他の大学に1年以上在学してから、本学の学部転入学しようとする者について、選考のうえ、既に在学していた大学および履修した授業科目の内容と成績とを考慮して、学長は入学を許可することができる。
- 2 本条により入学を許可された者の修学年限は、他大学における在学年数が1年であった者は3年、2年以上であった者は2年とし、それぞれ6年、4年を超えて在学することはできない。
 - 3 転入学を許可された者が既に履修した授業科目および単位の取扱いについては、別に定めるところによる。

(転学部、転学科)

第28条の2 転学部および転学科に関する規程は、別にこれを定める。

(休学)

- 第29条 学生が疾病その他の事由によって1ヶ月以上就学することができないときは、保証人と連署のうえ、所定の様式により願い出て、休学することができる。
- 2 休学期間は1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は1年を限度として、休学期間の延長を認めることができる。
 - 3 前項の定めに関わらず、学長が特別な理由があると認めるときは、休学期間を延長することができる。
 - 4 休学の期間は通算して4年を超えることができない。
 - 5 休学の期間は、第5条に定める修業年限および在学年限に算入しない。
 - 6 休学期間中の学費は、半期20,000円、通年40,000円とし、納入等に関する規定は第34条による。
 - 7 休学に関する規程は、本条に定めるもののほか、別にこれを定める。

(復学)

- 第30条 休学者が復学しようとするときは、保証人連署のうえ、所定の様式により願い出て、学長の許可を得たうえ復学することができる。
- 2 復学は、学期の始めからとする。
 - 3 復学に関する規程は、本条に定めるもののほか、別にこれを定める。

(退学および転学)

- 第31条 疾病、その他の事由によって退学または転学しようとする者は、保証人連署のうえ、所定の様式により退学願または転学願を提出しなければならない。
- 2 退学および転学に関する規程は、本条に定めるもののほか、別にこれを定める。
 - 3 懲戒による退学に関する規程は、第50条に定めるもののほか、別にこれを定める。

(除籍)

- 第32条 学長は、学生が各号のいずれかに該当するときは、学生を除籍する。
- ① 第5条に規定する在学年限を超えた者
 - ② 第29条第2項および第3項に規定する休学年限を超えた者
 - ③ 所定の授業料等学費の納付を怠り、その督促を受けてもこれを納付しない者
 - ④ 第30条の復学手続きのない者
 - ⑤ 本学での就学の意味のない者
 - ⑥ 本人が死亡したとき
 - ⑦ その他、学長が相当の理由を認めた者
- 2 除籍に関する規程は、本条に定めるもののほか、別にこれを定める。

(再入学)

第33条 退学または除籍となった者が、保証人連署のうえ、所定の様式により再入学を願い出たとき

- は、教授会の審議を経て、学長がこれを許可することがある。
- 2 再入学を願い出ることのできる期間は、退学または除籍の日より2年以内とする。
 - 3 再入学は学期の始めからとする。
 - 4 再入学に関する規程は、本条に定めるもののほか、別にこれを定める。

第1節 入学検定料、入学金および授業料

(学費等納付金および手数料)

- 第34条 入学検定料、入学金および授業料は、別表Vの①のとおりとする。
- 2 前項に規定する既納の入学検定料、入学金および授業料等の学費は、原則として返還しない。
 - 3 前項の規定にかかわらず、入学許可を得た者で、指定の期日までに入学手続の取り消しを願い出た者については、入学金またはこれに相当する金額を除く学費を返還する。
 - 4 入学検定料以外の手数料については、別にこれを定める。
 - 5 学費納入等に関する規定は、本条に定めるもののほか、別にこれを定める。

第2節 職員組織および教授会

(職員組織)

- 第35条 本学に学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、その他の職員をおく。
- 2 学長は本学則に定める職務を行い、所属職員を統督する。
 - 3 副学長は、学長の職務を助ける。
 - 4 教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、その他の職員の職務は、学校教育法、その他の法令および本学諸規程の定めるところによる。

(教授会)

- 第36条 本学の教育研究に関する事項を審議するために教授会をおく。
- 2 教授会は、これを分けて全学教授会と学部教授会とする。
 - 3 教授会に関する規程は、本条に定めるもののほか、別にこれを定める。

(全学教授会)

- 第36条の2 全学教授会は、学長、専任の教授・准教授および講師を構成員として、これを組織する。
- 2 全学教授会は、前項に定める者の他、必要に応じ他の教職員などの出席を求めることができる。
 - 3 全学教授会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - ① 全学に関する重要事項
 - ② 各学部間の連絡調整に関する事項
 - ③ 全学共通の教育課程の編成に関する事項
 - ④ 全学共通の授業科目の担当に関する事項
 - ⑤ 教員の人事に関する事項
 - ⑥ その他学長が必要と認める事項

(学部教授会)

- 第36条の3 学部教授会は、各学部に所属する専任の教授・准教授および講師を構成員として、これを組織する。
- 2 学部教授会は、前項に定める者の他、必要に応じ他の教職員などの出席を求めることができる。
 - 3 学部教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。
 - ① 学生の入学（編入学・転入学を含む）、卒業および課程の修了
 - ② 学位の授与
 - ③ 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学部教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
 - 4 学部教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長（以下、この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

第3節 聴講生・科目等履修生・委託生・研究生・外国人留学生・帰国生徒および社会人

(聴講生)

第37条 本学の教職課程科目のうち「教職に関する専門科目」について聴講しようとする者があるときは、本学の教育・研究に支障のない場合に限り教授会の審議を経て、学長がこれを許可する。

- 2 聴講を許可する授業科目は1年度につき12単位とし、在学年限は1年以内とする。
- 3 学長は、特定の授業科目を履修し、その単位を修得した聴講生に対して、単位修得証明書を交付することができる。
- 4 聴講料等の納付金については、別表Vの③に定めるところによる。
- 5 聴講生に関する規程は、本条に定めるもののほか、別にこれを定める。

(科目等履修生)

第38条 本学の学生以外の者が本学の特定の授業科目を履修しようとするときは、本学の教育・研究に支障がない限り、教授会の審議を経て、学長がこれを許可することができる。

- 2 履修を許可する授業科目の単位数は、1年度につき12単位とし、在学年限は1年以内とする。
- 3 学長は、特定の授業科目を履修し、その単位を修得した科目等履修生に対し、単位修得証明書を交付することができる。
- 4 科目等履修の納付金については、別表Vの④に定めるところによる。
- 5 科目等履修生に関する規程は、本条に定めるもののほか、別にこれを定める。

(委託生)

第39条 公共団体その他の機関から本学の特定の学科に修学を委託されたときは、選考のうえこれを受託し、委託の目的に合致する特定の授業科目の履修について、学長がこれを許可することができる。

- 2 前項の特定の授業科目の履修およびその単位は、委託者の希望を考慮し教授会の審議を経て、学長が決定する。
- 3 学長は、特定の授業科目を聴講し、その単位を修得した委託生に対し、単位修得証明書を交付することができる。
- 4 委託生の委託料は、別表Vの①に規定する授業料相当額とする。
- 5 委託生に関する規程は、本条に定めるもののほか、別にこれを定める。

(研究生)

第40条 本学の専任教員のもとで研究しようとする者があるときは、教授会の審議を経て、学長がこれを許可することがある。

- 2 研究生の授業料等の学費は、別表Vの⑤に定めるところによる。
- 3 研究生に関する規程は、本条に定めるもののほか、別にこれを定める。

(外国人留学生)

第41条 勉学の目的をもった外国人で、第24条に定める要件を充足する者が本学への入学を志願するときは、選考のうえ、学長が入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生に関する規程は、本条に定めるもののほか、別にこれを定める。

(帰国生徒)

第42条 長期間の海外生活を経験した者で、第24条に定める要件を充足する者が本学への入学を志願するときは、選考のうえ、学長が入学を許可することがある。

- 2 帰国生徒に関する規程は、本条に定めるもののほか、別にこれを定める。

(社会人)

第43条 社会的経験を有する者で、第24条に定める要件を充足する者が本学への入学を志願するときは、選考のうえ、学長が入学を許可することがある。

- 2 社会人に関する規程は、本条に定めるもののほか、別にこれを定める。

第4節 公開講座および履修証明プログラム

(公開講座)

第44条 本学に公開講座をおくことができる。

2 公開講座は、一般市民に対し本学の教育を公開し、学問・芸術の研究向上に資することを目的とする。

3 公開講座に関する規程は、本条に定めるもののほか、別にこれを定める。

(履修証明プログラム)

第44条の2 本学に履修証明プログラムをおくことができる。

2 履修証明プログラムは、本学および他大学の学生以外の社会人等を対象として、体系的な知識、技術等の習得を目指す課程とする。

3 履修証明プログラムに関する規程は、本条に定めるもののほか、別にこれを定める。

第5節 情報館

(情報館)

第45条 本学に情報館をおき、教育および研究活動に必要な図書、文献、画像、視聴覚資料および研究資料を収集管理し、教職員、学生および一般市民の利用に供する。

2 情報館に関する規程は、本条に定めるもののほか、別にこれを定める。

第6節 保健施設および学生寮

(保健施設)

第46条 本学に教職員および学生の保健衛生を管理するために、保健室をおく。

2 学生は、毎年定められた時期に健康診断を受けなければならない。

(学生寮)

第47条 本学に学生寮をおく。

2 学生寮に関する規程は、別にこれを定める。

第7節 育英奨学制度

(育英奨学制度)

第48条 本学に育英奨学制度を設ける。

2 育英奨学制度に関する規程は、別にこれを定める。

第8節 賞罰

(表彰)

第49条 学長は、品行・学業とも優秀で他の模範となる学生に対して、表彰を行うことがある。

(懲戒)

第50条 学長は学則または規則に違反し、その他学生の本分に背く行為のあった学生に対して、教授会の審議を経て懲戒する。

2 懲戒は訓告、停学および退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

① 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

② 正当の理由なく、出席が常でない者

③ 大学の秩序を乱し、その他学生の本分に背く者

4 学生の懲戒に関する規程は、本条に定めるもののほか、別にこれを定める。

- 第1項 この学則に定めるもののほか、学則の施行に関し、さらに必要な事項は別にこれを定める。
 第2項 この学則は1979(昭和54)年4月1日から実施する。
 第3項 1979(昭和54)年度の美術学部造形学科・デザイン学科の総定員は第4条の規定にかかわらず次のとおりとする。

1979(昭和54)年度
 造形学科 120名
 デザイン学科 120名

- 第4項 この学則は、1982(昭和57)年12月1日から実施する。
 第5項 この学則は、1983(昭和58)年4月1日から実施する。
 第6項 この学則は、1984(昭和59)年4月1日から実施する。
 第7項 この学則は、1985(昭和60)年4月1日から実施する。
 第8項 この学則は、1986(昭和61)年4月1日から実施する。
 第9項 この学則は、1987(昭和62)年4月1日から実施する。

ただし、第4条の規定にかかわらず、1987(昭和62)年度から1995(平成7)年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

学部・学科等	入学定員
美術学部	人
造形学科	120
デザイン学科	120
計	240

- 第10項 この学則は、1988(昭和63)年4月1日から実施する。
 第11項 この学則は、1989(平成元)年4月1日から実施する。
 第12項 この学則は、1990(平成2)年4月1日から実施する。
 第13項 この学則は、1991(平成3)年4月1日から実施する。
 第18条に規定する人文学部における英語・中学校1種免許状、高等学校1種免許状を取得しようとする者は、1989(平成元)年4月入学者より必要単位を履修できるものとする。
 2 第4条および附則第9項ただし書きの規定にかかわらず、1991(平成3)年度から1999(平成11)年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

学部・学科等	入学定員
美術学部	人
造形学科	150(1996(平成8)年度から1999(11)年度までは130人)
デザイン学科	150(1996(平成8)年度から1999(11)年度までは130人)
計	300(1996(平成8)年度から1999(11)年度までは260人)
人文学部	
人文学科	300
計	300

- 第14項 この学則は、1992(平成4)年4月1日から実施する。
 ただし、第22条第1項については、1991(平成3)年12月1日より施行する。
 第15項 この学則は、1993(平成5)年4月1日から実施する。
 この学則は、1993(平成5)年4月1日入学者より適用する。1993(平成5)年以前の入学者(1993(平成5)年度美術学部編入生を含む)については、従来の第12条第1項別表Iを適用する。
 第16項 この学則は、1994(平成6)年4月1日から実施する。
 第17項 この学則は、1996(平成8)年4月1日から実施する。
 2 ただし、第4条の規定にかかわらず、1996(平成8)年度から1999(平成11)年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

学部・学科等	入学定員
美術学部	人

造形学科	150
デザイン学科	150
計	300

第18項 この学則は、1997(平成9)年4月1日から実施する。

第19項 この学則は、2000(平成12)年4月1日から実施する。

2 別表 I ①に規定する芸術学部教育課程については全学年一斉に移行し、1999(平成11)年度以前入学者に対する移行・経過措置については、別にこれを定める。

3 第4条の規定にかかわらず、2000(平成12)年度から2003(平成15)年までの間の入学定員は、次のとおりとする。

学部・学科等	入学定員			
	2000(平成12)年度	2001(平成13)年度	2002(平成14)年度	2003(平成15)年度
芸術学部	人	人	人	人
造形学科	150	145	140	135
デザイン学科	170	165	160	155
計	320	310	300	290
人文学部				
人文学科	248	236	224	212
計	248	236	224	212

第20項 この学則は、2001(平成13)年4月1日から実施する。

ただし、第18条に規定する芸術学部マンガ学科における中学校教諭1種免許状(美術)および高等学校教諭1種免許状(美術)を取得しようとする者は、2000(平成12)年4月入学者より必要単位を履修できるものとする。

また、人文学部環境社会学科において図書館司書の資格を取得しようとする者および芸術学部マンガ学科・人文学部環境社会学科において博物館学芸員の資格を取得しようとする者は、2000(平成12)年4月入学者より必要単位を履修できるものとする。

第21項 この学則は、2003(平成15)年4月1日から実施する。

ただし、人文学部人文学科は、改定後の学則第3条の規定にかかわらず、当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

また、改定後の学則第4条の規定にかかわらず、2003(平成15)年度の人文学部社会メディア学科および文化表現学科の入学定員は、人文学部人文学科の臨時的定員の漸減計画による人数を継承し、以下のとおりとする。

学部・学科等	入学定員
人文学部	人
社会メディア学科	116
文化表現学科	96
計	212

第22項 この学則は、2004(平成16)年4月1日から実施する。

ただし、人文学部社会メディア学科において第18条に規定する高等学校教諭1種免許状(公民)を取得しようとする者は、2003(平成15)年4月入学者より必要単位を履修することができるものとする。

また、芸術学部造形学科・デザイン学科・マンガ学科、人文学部社会メディア学科・文化表現学科において図書館司書の資格を取得しようとする者、および人文学部社会メディア学科・文化表現学科において博物館学芸員の資格を取得しようとする者は、2003(平成15)年4月入学者より必要単位を履修することができるものとする。

第23項 この学則は、2005(平成17)年4月1日から実施する。

ただし、人文学部環境社会学科において第18条に規定する高等学校教諭1種免許状(公民)を取得しようとする者は、2004(平成16)年4月入学者より必要単位を履修することができるものとする。

第24項 この学則は、2006(平成18)年4月1日から実施する。

ただし、別表 I に規定する教育課程のうち、芸術学部基礎講義・演習科目、デザイン学部基礎講義・演習科目、マンガ学部基礎講義・演習科目、芸術学部専門講義科目、デザイン学部専門講義科目、デザイン学部建築学科専門教育科目の一部、マンガ学部専門講義科目については、芸術学部の2005(平成17)年4月以前入学者に対しても一斉に適用し、履修できるものとする。その移行・経過措置は別に定める。

第25項 この学則は、2007(平成19)年4月1日から実施する。

ただし、別表 I に規定する教育課程のうち、デザイン学部建築学科専門教育科目の「身体空間演習」と「インテリア表現演習」については2007(平成19)年4月入学者より適用し、人文学部専門教育科目については2005(平成17)年4月入学者より適用し、それ以外については2006(平成18)年4月入学者より適用する。

第26項 この学則は、2008(平成20)年4月1日から実施する。

ただし、別表 I に規定する教育課程のうち、芸術学部造形学科専門教育科目、デザイン学部基礎講義・演習科目、ビジュアルデザイン学科専門教育科目、マンガ学部基礎講義・演習科目、専門講義科目、アニメーション学科専門教育科目の一部については2008(平成20)年4月以前入学者に対しても一斉に適用し、履修できるものとする。その移行・経過措置は別に定める。

また、第34条に規定する入学金は2009(平成21)年4月入学者より適用し、授業料は、2008(平成20)年4月入学者より適用する。

さらに、第29条第5項に規定する休学期間中の学費は、2008(平成20)年4月1日より在籍学生に一斉適用する。

第27項 この学則は、2009(平成21)年4月1日から実施する。

ただし、別表 I に規定する教育課程のうち、芸術学部基礎講義・演習科目の一部、専門講義科目、造形学科専門教育科目、素材表現学科専門教育科目の一部、デザイン学部基礎講義・演習科目の一部、ビジュアルデザイン学科専門教育科目の一部、プロダクトデザイン学科専門教育科目の一部、マンガ学部基礎講義・演習科目の一部、専門講義科目、マンガ学科専門教育科目、マンガプロデュース学科専門教育科目の一部、アニメーション学科専門教育科目については2009(平成21)年4月以前入学者に対しても一斉に適用し、履修できるものとする。その移行・経過措置は別に定める。

第28項 この学則は、2010(平成22)年4月1日から実施する。

ただし、別表 I に規定する教育課程のうち、芸術学部専門講義科目の一部、造形学科専門教育科目の一部、素材表現学科専門教育科目の一部、メディア造形学科専門教育科目の一部、デザイン学部専門講義科目、ビジュアルデザイン学科専門教育科目の一部、プロダクトデザイン学科専門教育科目の一部、建築学科専門教育科目の一部、マンガ学部マンガプロデュース学科専門教育科目、アニメーション学科専門教育科目、人文学部総合人文学科専門教育科目については2010(平成22)年4月以前入学者に対しても一斉に適用し、履修できるものとする。その移行・経過措置は別に定める。

第29項 この学則は、2011(平成23)年4月1日から実施する。

ただし、別表 I に規定する教育課程のうち、芸術学部専門講義科目の一部、造形学科専門教育科目の一部、素材表現学科専門教育科目の一部、メディア造形学科専門教育科目の一部、デザイン学部基礎講義・演習科目の一部、ビジュアルデザイン学科専門教育科目の一部、プロダクトデザイン学科専門教育科目の一部、建築学科専門教育科目の一部、マンガ学部基礎講義・演習科目・専門講義科目の一部、マンガ学科専門教育科目の一部、マンガプロデュース学科専門教育科目の一部、アニメーション学科専門教育科目の一部、人文学部総合人文学科専門教育科目については2011(平成23)年4月以前入学者に対しても一斉に適用し、履修できるものとする。その移行・経過措置は別に定める。

第30項 この学則は、2012(平成24)年4月1日より実施する。

ただし、別表 I に規定する教育課程のうち、芸術学部基礎講義・演習科目の一部、デザイン学部基礎講義・演習科目の一部、デザイン学部建築学科専門教育科目の一部、マンガ学部基礎講義・演習科目の一部、人文学部基礎教育科目の一部については2012(平成24)年4月以前入学者に対しても一斉に適用し、履修できるものとする。また、芸術学部造形学科専門教育科目の一部については2011(平成23)年4月入学者についても適用する。その移行・経過措置は別に定める。

第31項 この学則は、2013(平成25)年4月1日より実施する。

別表 I に規定する教育課程のうち、芸術学部専門講義科目の一部、造形学科専門教育科目の一部、素材表現学科専門教育科目の一部、デザイン学部専門講義科目の一部、マンガ学部基礎講義・演習科目の一部、マンガ学部専門講義科目の一部、アニメーション学科専門教育科目の一部については2013(平成25)年4月以前入学者に対しても一斉に適用し、履修できるものとする。その移行・経過措

置は別に定める。

第32項 この学則は、2014(平成26)年4月1日より実施する。

ただし、別表Ⅰに規程する教育課程のうち、芸術学部専門講義科目の一部については2014(平成26)年4月以前入学者に対しても一斉に適用し、履修できるものとする。その移行・経過処置は別に定める。

第33項 この学則は、2015(平成27)年4月1日から実施する。

ただし、別表Ⅰに規定する教育課程のうち、芸術学部専門講義科目の一部、造形学科専門教育科目の一部、素材表現学科専門教育科目の一部、メディア造形学科専門教育科目の一部、デザイン学部プロダクトデザイン学科専門教育科目の一部、建築学科専門教育科目の一部については2015(平成27)年4月以前入学者に対しても一斉に適用し、履修できるものとする。その移行・経過措置は別に定める。

第34項 この学則は、2016(平成28)年4月1日から実施する。ただし、第29条(休学)および別表Ⅰに規定する教育課程のうち芸術学部、デザイン学部、マンガ学部、ポピュラーカルチャー学部の基礎講義演習科目の一部と人文学部総合人文学科専門教育科目の一部については2015(平成27)年4月以前入学者に対しても一斉に適用し、履修できるものとする。その移行・経過措置は別に定める。

第35項 この学則は、2017(平成29)年4月1日から実施する。ただし、別表Ⅰに規定する教育課程のうち全学共通科目の一部、および芸術学部、デザイン学部、マンガ学部、ポピュラーカルチャー学部、人文学部の専門教育科目の一部については2016(平成28)年4月以前入学者に対しても一斉に適用し、履修できるものとする。その移行・経過措置は別に定める。

第36項 この学則は、2018(平成30)年4月1日から実施する。ただし、別表Ⅰに規定する教育課程のうち全学共通科目の一部については2017(平成29)年4月以前入学者に対しても一斉に適用し、履修できるものとする。その移行・経過措置は別に定める。また、人文学部の専門教育科目の一部については2015(平成27)年4月入学者より適用し、履修できるものとする。その移行・経過措置は別に定める。

第37項 この学則は、2019(平成31)年4月1日から実施する。ただし、別表Ⅰに規定する教育課程のうち、デザイン学部建築学科専門教育科目の「プレゼンテーション演習2」については2015(平成27)年4月入学者より適用する。また、別表Ⅴに規定する授業料については、2018(平成30)年4月以前入学者に対しても一斉に適用するものとする。

第38項 この学則は、2020(令和2)年4月1日から実施する。

第39項 この学則は、2021(令和3)年4月1日から実施する。ただし、第10条の2に規定する授業の方法については、2020(令和2)年4月以前入学者に対しても一斉に適用するものとする。

第40項 この学則は、2022(令和4)年4月1日から実施する。ただし、別表Ⅰおよび別表Ⅱに規定する教育課程は2021(令和3)年4月入学者より一斉に適用し、メディア表現学部メディア表現学科において第18条に規定する高等学校教諭1種免許状(情報)を取得しようとする者は、2021(令和3)年4月入学者より必要単位を履修することができるものとする。また別表Ⅲに規定する図書館司書課程に関する科目の一部については2021(令和2)年4月以前入学者に対しても適用する。その移行・経過措置は別に定める。

第41項 この学則は、2023(令和5)年4月1日から実施する。ただし、別表Ⅰに規定する教育課程のうちデザイン学部とマンガ学部の教育課程は2021(令和3)年4月入学者より、別表Ⅱに規定する教育課程は2022(令和4)年4月入学者より一斉に適用する。

第42項 この学則は、2025(令和7)年4月1日から実施する。ただし、第11条第1項および同条第2項の単位計算方法については、2024(令和6)年度以前入学者に対しても一斉に適用するものとする。

第43項 この学則は、2026(令和8年)年4月1日から実施する。